

介護保険制度 訪問介護サービス利用のご案内

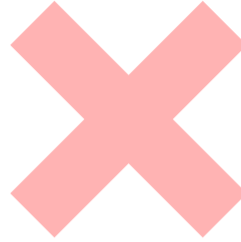
ホームヘルパー（訪問介護員）は介護の専門職であり、「すべての家事」ができる訳ではありません。次のようなサービスは制度の対象になりません。

- ✕ **直接利用者の援助に該当しないサービス** (例) 利用者の家族のための家事や来客の対応など
- ✕ **日常生活の援助の範囲を超えるサービス** (例) 草むしり、ペットの世話、大掃除、窓のガラス磨き、正月の準備など

訪問介護に関することは、**契約している訪問介護事業所へ**、
介護保険制度の利用や介護に関することは、**担当のケアマネジャー（介護支援専門員）**にご相談ください。



できる



できない



身体介護

食事や入浴、排泄など
利用者の身体に直接触れる介助サービス

1. 利用者本人以外のためのサービス
2. 日常生活に支障がないと判断されるサービス
3. 日常的に行われる家事の範囲を超えるサービス

 食事の介助	 入浴の介助・清拭	 排泄の介助	 着替えの介助
 身体の整容・洗面	 起床・就寝の介助	 服薬の介助	 通院・外出の介助
 自立生活支援のための 見守りの援助			

 利用者本人以外のための洗濯・調理買い物	 利用者本人が主に利用する居室等以外の掃除	 自家用車の洗濯・清掃	 草むしり、花木の水やり
 ペットの世話	 家具等の移動、修繕、模様替え	 窓のガラス拭き、床磨き	 特別な手間をかける料理（おせち料理など）
 単なる見守り、安否確認、留守番、話し相手	 仏壇、神棚の掃除、お供え	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">換気扇や照明器具、エアコン、ベランダ等の清掃も、日常の家事の範囲を超える行為となります。</div>	

生活援助

利用者が主に利用する居室の清掃、
本人の衣類の洗濯、本人のための調理など生活上の援助

利用者本人がいない時のサービス

利用者本人が不在の時、**サービスの利用はできません。**

(例) 本人の外出中に、ホームヘルパーが居宅で掃除や洗濯を行うことはできません。

医療行為について

ホームヘルパーによる**医療行為は認められていません。**

 居室の掃除・ゴミ出し	 衣類の洗濯・整理・補修	 本人の食事の準備・調理・後片付け	 日常生活に必要な買い物	 薬の受け取り
----------------	-----------------	----------------------	-----------------	------------

外出の介助について

日常生活に必要な買い物、役所や銀行での手続きなどの外出は？



外出の介助について

冠婚葬祭、お墓参り、外食、理美容、趣味嗜好（習い事、旅行等）などの外出は？



ハラスメントにあたる行為はやめましょう

 ものを投げる	 つばを吐く	 体をたたく	 大声で怒鳴る	 体に触る	 長時間のクレーン	 性的な話しをする	 つきまとう
------------	-----------	-----------	------------	----------	--------------	--------------	-----------